

お知らせ

東京都

東京都は、東京都世田谷区赤堤五丁目、桜上水四丁目及び杉並区下高井戸一丁目内において、東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第十号線付属街路第九号線の事業を行います。

東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第十号線付属街路第九号線は、世田谷赤堤五丁目から杉並区下高井戸一丁目に至る延長約四百五十メートル、計画幅六メートルから九メートルの東西方向の付属街路です。

（一）用地取得について
東京都は、事業予定地

東京者は、土地の一切の所有者や借主などある場合、建物の所有者や借家人の方などと、土地売買契約や物件移転補償契約などを結びます。その契約に基づき、土地を明渡したり、建物などを移転したときは、東京都は、それぞれ、土地の権利に関する補償金、移転に必要な補償金をお支払いします。

(二) 土地収用法に基づく権利について
土地売買契約や物件移転補償契約などは、個別に進めていきますが、これとは別に事業予定地所有者や関係人の方は、土地収用法に基づく裁決申請請求、補償金支払請求及び明渡裁決申立てを行うことができます。

三（一）土地価格の固定について、東京都は、平成二十六年一月二十八日以降、事業地の取得価格を一年ごとに評価し直します。

(一) 建築等の制限について
平成二十六年二月二十八日からは、事業地内で次のいとしわの場合は、当該区域の許可が必要です。

- ・建築物や工作物の建設。
- ・移動の容易でない物件の設置や堆積。

(三) 土地建物の売買の制限について
平成二十六年三月二十五日からは、事業地内の土地建物を売る場合は、事前に
販賣主から認定金額(はんていきん)を、取引部へ届け出(はせつけだ)へねば。

また、その届出後三十日以内は売置

事業地の範囲がわかる。图面は世田谷区都市整備部都市計画課と杉並区都市整備部都市計画課で用意されています。

なお、このお知らせについて、不明の点や詳細について質問のある方は、左記へお問い合わせください。

東京都新宿区西新宿一丁目八番二号
東京都建設局道路建設部鉄道
施行者

連絡先

電話 ○三（五三〇）五三三
東京都世田谷区桜上水五丁目一十九番二十号
京王電鉄株式会社 工務部連続立体交差用地事務所
電話 ○三（五三一七）六二六三
東京都新宿区西新宿一丁目七番一号
公益財団法人 東京都道路整備保全公社 用地部用地推進課
電話 ○三（五三八一）三一三三